

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25 年法律第101 号）第26 条第1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 7 月 31 日

帯広市長 米沢 則寿

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

帯広市（帯広大正地区）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 7 月 31 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	12 経営体
個人	168 経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5 農地中間管理機構の活用方針

帯広大正地区においては、農地の安定的利用による農業経営の強化・発展に資することを目的として、所有権移転を中心とした担い手への農地集積を図っているところであるが、さらなる農地の集積・集約化を進めていくために、農地中間管理機構を活用した権利移動についても周知・活用を図っていこうとするもの。

6 地域農業の将来のあり方

畑作と酪農を中心に多様な農業がバランスよく展開されている現状を維持しつつ、高付加価値化等の取組を進め、更なる地域農業の発展を目指す。